# 文書料取扱いの一部変更について（令和２年度）

障害（補償）給付の支給を受けようとする者が、障害（補償）給付請求書（様式第 10 号、第16号の7）に添付して提出した「障害の部位及び状態に関する診断書」の費用については、傷病労働者が、診断を行った医師又は歯科医師の所属する医療機関に診断書料（4,000 円）の支払いを行った後、当該労働者が療養の費用請求書（告示様式第７号（1）、第16号の５（1））により請求していましたが、当該医療機関が、労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）である場合には、指定医療機関から診療費請求書（診療費内訳書を含む）により直接請求ができるようになりました。